

総務委員会会議録

平成29年9月21日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:11

【 案 件 】

1. 請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願
2. 議案第55号 平成29年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)

【 報告事項 】

1. 「嘉飯地区定住自立圏構想」の推進に係る連携協議について (総合政策課)
2. 飯塚市行政アドバイザーについて (総合政策課)
3. 飯塚市民意識調査について (総合政策課)
4. 土地明渡等請求事件の経過について (財産活用課)

○委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。紹介議員として、宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは、紹介議員席にお着きください。

(紹介議員席に移動)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○宮嶋議員

紹介議員の宮嶋つや子でございます。本日は、請願紹介の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。紹介に先立ちまして、私が今から説明します文章を持ってきましたので、ぜひ、お手元に配付していただければと思いますが、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

今宮嶋つや子議員のほうから、追加資料の配付の申し出があつていますが、それを配付することにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、宮嶋つや子議員、資料配付をお願いいたします。

(資料配付)

○宮嶋議員

ありがとうございます。それでは、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願の説明をいたしたいと思います。

まず、要旨は請願書にも書いてありますが、原子力損害を賠償するための措置として締結する原子力損害賠償責任保険の賠償措置額、保険金額は被害状況から見て、実態に即していませ

ん。賠償措置額を上げ、実効性あるものにするように原子力損害賠償法改正を求める意見書を提出していただくことを求めるというものであります。そこで請願者の方の主張は原子力損害賠償法を改正して、損害賠償措置額を引き上げてくださいという趣旨ののですが、その理由は現行の賠償措置額は、実際の事故被害額からすると、全く実態にあっていません。事故に対する備えを実効性のあるものにすべきだというものです。福島原発事故への備えが足りなかったことについては、さまざまな根拠を提示できます。

請願書にもありましたように、昨年12月時点で、実際の事故処理費用が21兆5千億、このうち賠償金額は7兆9千億円です。なのに、おりてくる保険金額は1200億円でわずか0.6%でした。事故処理費用は60兆円から、70兆円という試算もあります。これでは全くの焼け石に水で備えがあるとはとても言えません。それだけじゃありません。事故処理費用をつくるのに法律違反でと思えるようなことまでが、なれされているのです。その例を少し紹介いたします。もともと原賠法の原則は、責任の集中であり、無過失、無限責任です。つまり、これは事故を起こした東京電力にだけ責任を集中させ、額が幾ら膨れ上がっても、賠償責任を負うということです。汚染者負担の原則からいえば、当たり前のことです。でも、原子力事業者の負担額が余りにも大きい場合には、国の措置というのがなされることになっています。原賠法16条で1200億円を超える損害が発生した場合に、国会の議決の範囲内で事故を起こした原子力事業者に対し、政府は必要な援助を行うことができるというのがそれです。福島原発事故後、膨大な被害額の前に東京電力を支援するために、原賠法16条による原子力損害賠償廃炉等支援機構がつけられました。

先ほども言いましたように、原賠法では責任の集中が原則です。東京電力が責任を負わなければならないことになっています。しかし、支援機構には原発を持つ電力会社が一般負担金というお金を出して、相互扶助という形になっており、さらにはその一般負担金は国民から徴収した電気料金が原資で、責任の集中とはほど遠いのが現状です。結局、私たちは電気料金を通して、本来東京電力が支払うべき賠償金を払っていたことになりませんが、一体どれだけの人がそのことを認識しているのでしょうか。また、皮肉なことですが、事故の被害者自身が電気料金を払うことで賠償金の支払いをしているということもあり得るのです。支援機構には資金が余りありません。

そこで政府は、交付国債を発行し、与えていますが、その原資は金融機関から借りています。当然何100億円という利息が発生するわけですが、それは国民の税金から払われ、毎年予算化されています。龍谷大学教授の経済学者大島堅一氏はこう言います。問題は、このお金が、東京電力への貸し付けではなく、特別利益として計上されていること。形式的には東京電力の債務にはならず返済の義務もありません。責任の集中にはほど遠いと言えます。ということで、資料も書いてあります。この東京電力福島原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについてというところから、具体的な支援の枠組みということで、この機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し、援助、資金の交付、資本充実等を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過させないというふうに書かれています。また託送料金について述べます。託送料金というのは、電気を送る際に電力会社が必ず利用しなければならない送配電網、電力を送るためのそれを利用するための料金ということです。

被害者に対する損害賠償費用が昨年の12月時点で7兆9千億円と発表されました。このうちの2兆4千億円を託送料金に上乗せすると言われています。その理由として、経産相はこういうふうに言っています。本来、こうした万が一の際の賠償への備えは、福島原発事故以前から確保されておくべきであったが、自治体には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用を料金原価に算入することもできなかった。つまり、原発事故に備えて、

以前から賠償費用を積み立てておくべきだったんだと言っているんですね。そして、その結果が出されたのが、原発ができた1966年から事故が起きた2011年までの45年分を遡って、過去の分の賠償費用として託送料金に上乗せをして、2020年から2060年まで改修するというものです。事故前の45年間の電気料金は、これを参入しなかったことによって安すぎた。それでこれから40年かけてこれを回収するというのです。公平性を考えて、新しい電力会社へ移った利用者からも徴収するのだそうです。ところが、これには問題があります。民法173条に違反している。民放173条には、電気、ガス、水道などの公共料金には2年の消滅時効が設けられています。使用したときから2年たつと請求されないことになるのだそうです。託送料金と呼ばれる送電線使用料は電気を送る際に、電力会社が必ず利用しなければならない送電部門料金であるので、発電部門の費用である廃炉費用、賠償費用を託送料金に上乗せするのは、電気事業法違反と言うことになるそうです。少しの例ですけども、おかしいことを申し上げました。このおかしいことが起こったのは、事故に備える賠償費用額が十分でなかったことに起因しています。福島原発事故は起こってしまいました。その事故原因も究明されておらず、収束もしていない。廃炉の見通しもできていない。それでも原発を動かすというのであれば、福島事故処理額相応の保険金をかけるべきで、それが企業としての社会的責任ではないでしょうか。それができないというなら、原賠法6条、原子力損害を賠償するための措置を講じていなければ、原子炉の運転はしてはならないに従って、原発を止めるべきではないでしょうか。先ほど紹介しました、大島堅一氏はこれまでの環境問題全てあわせても、その支出額を大きく超えるぐらいの被害を原発事故はもたらしましたのです。この事故で原発で設けたお金以上の額が、間違いなく飛んでしまっているということも指摘されています。それから、政府は原発事故が起きたときの被害の想定を試算をしていました。

しかし、賠償措置額を決める際にその試算は全く考慮されなかったのです。政府は原子力損害賠償法をつくるために原発事故の損害額の試算をしています。その報告ができたのは、日本で最初の原発が稼動する前の1960年4月です。その損害額は最大で3兆7300億円、当時の国家予算1兆4950億円の2倍以上になります。試算モデルは、日本の原発稼働第1号の東海第一原発で電気出力16.7万キロワット、放射能放出は2%という想定でした。玄海原発の電気出力は3号機、4号機ともに118万キロワットで、東海第一原発の7倍の規模です。この試算結果が出た後、決まった賠償措置額は50億円でした。なぜこの試算が賠償措置額の参考にもされなかったのでしょうか。次に答弁が行われていますが、これは平成11年の145回、国会の議事録に載っていたものです。科学技術庁原子力局長が、「賠償措置額というものを幾らにするかということをお案するにいたしましても、被害がどれくらい生ずるであろうから、賠償措置額を幾らにするという考え方をとっておらない。賠償措置額の額の決定ということに対しましては、保険によって対応するということでございますので、その引受能力でございますとか、国際的な諸情勢、こういったことを総合勘案しながら決定したわけでございます、被害額の算定という関係につきましては、何ら考えていないということでございます、というのが説明文でございます。きちっとした法律にのっとり、きちっと算定がされた金額ではないということで、ぜひ損害賠償の額を、今後検討をきちっとして、その法律をきちっと改めていただきたいという請願でございますので、ぜひ皆さん、審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

1点だけお願いいたします。要旨の中に、原子力損害を賠償する措置として締結する、原子力損害賠償責任保険の賠償措置額、つまり保険金額は、被害状況から見て、実際に即していないと。賠償措置額を上げ、実効性あるものにしよう、原子力損害賠償法改正を求める意見書

を提出していただくことが、今回の請願の要旨だと思うわけですね。しかし、原子力損害の賠償に関する法律は、平成26年度に法改正が行われていますよね。それで、わが国の原子力損害賠償制度は、原子力損害の賠償に関する法律、つまり「原賠法」と先ほどから言われていますが、それと原子力損害賠償・廃炉等支援機構、「原賠機構法」と言うんですが、つまり、その原賠法と原賠機構法2つからなり、前者が1200億円までカバーし、後者、つまり機構法のほうがそれ以上の部分をカバーする、2階建ての構造でこれは法が成立していると思うわけです。さらに、2011年に制定されました原賠機構法は、福島第一原発事故を踏まえ、賠償の円滑な実施、及び将来の原子力事故へ備える観点から、原賠法第16条に基づく国の措置を具体化して、原賠法の賠償措置額最大1200億円を超える損害に、私は対応しているのではないかと思うわけですね。今回の請願は、その法律との整合性はどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

○宮嶋委員

ちょっと私、その辺きちっと把握しておりませんが、今の法律の中では、やっぱり金額が足りていないということだと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。宮嶋議員さん、本日はお忙しいところありがとうございました。次に、本件全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。先ほど勝田委員から、2階建てになっておりという質問が、宮嶋議員に対して行われておりましたが、この根底となる原子力損害の賠償に関する法律において、第6条、第7条の規定がある、そのことを問うてもいる請願だと思います。そこで、この請願を審査するにあたり、飯塚市議会はどういうスタンスで臨んだらよいのかということについて考えてみたいと思うんです。飯塚市議会は、既に昨年12月22日、本会議において原子力依存からの撤退を求める意見書を全会一致で採択し、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣あてに送付している、そういう立場であります。この意見書案は、振り返ってみれば3つの要件から成り立っています。第一はこのように書いているわけですが、3.11の東日本大震災以後、日本は地震の活動期に入り、九州地方や鳥取地方など、全国各地で次々と大きな地震が起こっている上、南海トラフの巨大地震も迫りつつあると言われている。このわが国の日本列島の特殊性を指摘し、その危険性を強調しているわけですね。これ我々が出したんですよ。第二の構成としては、こうした中で、このような中、原発や核燃料サイクル政策の継続は、地震大国かつ火山国である日本においては、福島第一原発事故のような甚大な被害につながりかねません。同じ地震国のイタリアは、30年前のチェルノブイリ事故を教訓として、運転中、建設中、計画中の12基全ての原発から撤退しました。

また、台湾においても、脱原発を閣議決定しました。これが第二の構成なんです。第三で、市議会としての意見の内容があるわけですが、4点がポイントだと思っています。少しまた読みますが、日本では、今後人口減少や省エネなどにより、ますます電力の需要が減るとされるため、①として、これ私が言いました。①として総経費13兆円を超える再処理などの核燃料サイクル政策も中止するとともに、②として、脱原発社会を目指す方向へ進むことを希望します。またと書いて、3点目、現在稼働していない原発については代替エネルギーが普及している地域では再稼働を見送り、4、稼働している原発については、代替エネルギーが普及する中で、できる限り速やかに原子力依存からの撤退を求めるという、そういう内容になっていたと思うんですね。この意見書を、議会は政府に送ったわけですが、このことを実は九州電力が知りませんでした。広報課と九電飯塚営業所で話した機会が、市民の皆

さんが話す機会に私も同席したんだけど。そのときに私も聞くと、知りませんでした。その後、九州電力から執行部のほうには何か問い合わせとかありましたでしょうか。

○防災安全課長

原子力依存に関する採択に対しての問い合わせ等はあっておりません。

○川上委員

それでは関連して聞きますけれども、教えてもらいたいんですが、その折に本市の防災計画の中に、原子力災害についての記述があるんだけど、きょうあなた方は佐賀玄海原発の再稼働について、住民に理解を求めて説明をしようとしているけれども、飯塚市の防災計画、原子力災害に関する記述を読んだかと聞いたわけですね。そういうものがあるのですかという対応でした。ホームページに載っていますかとも聞いてきました。それは、原発を再稼働しようとするあなた方が調べてもらいたいというふうに言ったんだけど。執行部のほうは、本市にそういう防災計画の中に、原子力災害に関する記述があるかどうか、九州電力から問い合わせがありましたか。教えてください。

○防災安全課長

特に、地域防災計画に載っていることに対しての問い合わせ等はあっておりません。

○川上委員

わかりました。表現が、ほかのことについては問い合わせがあったというふうに聞こえたんだけど、何かほかにはあったんですか。

○防災安全課長

委員さんが言われている、あちらの、九州電力のほうに意見交換なりされたという内容は、報告はありました。

○川上委員

そこで、これは法の改正を求める意見書ですから、法の成り立ちについても私たちは考える必要があると思うんですけど。その構成について、私がここで読み上げる必要もないと思いますけれども。ただ、重要なことは、私はこの法律の趣旨に基づいて、この法律の流れに沿えば、ここは改定しなければならないでしょうという、そういう意味合いでの1200億円以内の見直しを求めておられると思うんですよ。なんか藪から棒に、この法律は廃止しなさいとか、やめろとかいうことではないわけです。この法律の趣旨に沿えば、そこは見直さないといけないんじゃないですかという提起になっていると思うんです。

そこで、重要なことは、目的を定めた第1条、どうなっているかということだと思うんですね。こう書いています。原子炉の運転等により、原子力損害が生じた場合における、損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とすると書いてあるんです。これは、請願者の視点から見れば、被害者の保護を図ることを必要不可欠な大前提としているというふうに理解できると思うんですよ。この被害者の保護を図ることを前提にしなければ、措置をしなければ、原子力事業に取り組むことはできませんよと。そういうふうにするんですよということを書いているわけですね。だから、この角度から法のポイントを見ていくと、次は6条が出てくるんですよ。いろいろ制度的な説明を展開した後ですね。先ほど、宮嶋つや子議員が紹介しておりましたけれども、6条は、電力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下、損害賠償制度という）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならないという規定があります。ですから、この1条、6条の規定に国が厳格に向き合うならば、国は、この請願者の意図を、請願を受け入れる筋道が立つんじゃないかと思います。もともと、この1200億円以内というのは、法制定が昭和36年ですから、それから一貫している。一度も変わったことはないということは、先ほどの紹介の中でわかったと思います。見直しを続けてきているわけです。そうであれば、法の趣旨からいって、最大規模の福島第1原発の災害が、事故が最大規模であるわけですから、少なくともこれ

を上回るくらいの、国が原子力事業に誠実であるならば、前提として国民の健康や命、地域を守ろうという立場があるのであれば、この大前提のものとして、最大規模の賠償責任に見合う措置を取る必要があると。請願者が要求していることと、国が法で定めてこの間やってきたこととは同じ方向を向いているというふうにもいえるのではないかなと思うんですね。住民を守るという点からいって。そこで、執行部にまたお尋ねしますが、本市の一般会計の予算規模は600億円程度ですから、1200億円というのは、2カ年分くらいなんですね。本市が仙台や原発の事故が生じたときに対応しなければならない状況、あるいは予測される被害、その対応に必要な費用というのは、どのぐらいになると考えたことがありますか。考えたことがあるのであればその額を言ってください。

○防災安全課長

大規模災害を想定した支援を幾らくらいを支援するかといった、想定はしたことはありません。金額的なものはしたことはありません。

○川上委員

今国が2011年3月11日の福島第1原発事故から6年半たったわけですが、高齢者たちや、子どもたち、これから生まれてくる子どもたちを含めて、被災者を苦しめ続け、なお事故の収束もできず、原因さえ特定できないのに国は――

○委員長

川上委員。質疑であるならば質疑を。討論であるならば討論のほうで言っていたきたいと思います。質疑と討論が一緒に入ったような説明をされていますので、仕分けをしてください。

○川上委員

少し、説明しなければ答弁ができないだろうと思うので、もともと執行部にどのくらいまで聞くかという問題があるだけ。委員長、それはわかりました。それで、なお、事故の収束もできず、原因さえ特定できていないのに、国はこれなら安全だという基準を大急ぎでつくりあげて、これに合致したからといって、多くの反対を押し切って原発の再稼働を次々に進めています。これに対しては、玄海原発の周辺でも仙台でも、お隣の四国でもあるんだけど、避難計画もまともではないということで、大変な避難があがっていますよね。それに対していろんな言いわけをしているんだけど。今日が21日で、3日前の9月18日にこういうニュースが流れましたでしょう。このことについて執行部がどう受けておるか、お尋ねしますら聞いてください。見出しは、火山灰で原子炉を冷却不能か。審査合格の5原発大噴火時、21時23分とかなっていますけれど、原子力規制委員会の審査に合格した九州電力川内1、2号機（鹿児島県）など5原発8基で、周辺の火山が大規模噴火して原発の外部電力が失われた場合、非常用ディーゼル発電機が使えなくなる可能性があることが18日、規制委員などへの取材で分かった。最悪のケースでは、原子炉が冷却できなくなる恐れがある。噴火時に想定される火山灰濃度が従来に比べ最大100倍程度高くなることが審査後に判明、電気事業を連合会によると、5原発では、発電機での吸気フィルターが、根詰まりせずに、機能を維持できるとされる濃度の上限を超えている。もう動いているんですよ。川内は。飯塚市は原子力災害が生じた場合の対策計画もつくっている。こういう安全ですよという基準をつくって、確認して稼働させていく。ところが、その中でこういったことが実は話し合われて、そういう知見もあったということを我々は今度知ったんだけど、執行として原子力災害の計画を立てているんだけど、対策の計画立てているけど、果たして本当に安全と国が言うんだけど、思われるかどうか。

○委員長

川上委員。

（ 発言する者あり ）

原子力損害の賠償にかかわる法律、原子力損害賠償法を実効性あるものに改正することを求める意見書なんですよ。そこまで執行部のほうに討論なのか、質疑なのか、わからんような

ことを先ほども注意しましたけど、同じように、

（ 発言する者あり ）

混ざったような質疑の仕方質問という言葉だけであって、質問ではない。

（ 発言する者あり ）

妨害ではないですよ。委員長として注意をしているんです。きちんと冷静に判断して、これはあくまでも原子力損害賠償に関する法律、原子力損害賠償法を実効性あるものに改正するを求める意見書の提出なんですよ。それを、執行部のほうに討論のような質疑をされても答弁のしようがないと思いますよ。

（ 発言する者あり ）

全般に対して質疑を許すと言ったけど、質疑ではないでしょう。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 35

再開 10 : 36

委員会を再開いたします。

○川上委員

答弁を求めます。

○防災安全課長

9月18日のニュースは、すいませんけども、ちょっと存じ上げておりませんでした。それで安全性ということ、聞かれているんですけども、この再稼働に関しましては、原子力規制委員会のほうが審査をしているというところで、それに基づいて、飯塚市のほうもその後の対応について、計画しているところでございます。

○川上委員

私は今聞いてきましたけど、国の法律の流れの中で今新しい状況が生まれ、科学的にも新しい知見が明らかになったわけですから、それに即して、法律を見直していくと1200億円以内というのを、というところは妥当だと思うんだけど、それについては、事故が起これないからということが、国から地方行政をつかさどる人たちの中にあって、こういう重大なニュースについても関心がないということであれば、なおのこと、この損害賠償についての1200億円以内の見直しというのが必要じゃないかと思うんだけど、執行部はどう考えられるか、お尋ねします。

○総務部長

ただいまのこの損害賠償措置額の件でございますけども、私どもも、この請願が出まして、少し調べさせていただいた経緯がございますけども、先ほど1200億円がずっと変わっていないというふうにちょっと言われましたけれど、私がお聞きする範囲では10年ごとに見直しがされているということをお聞きいたしております。

（ 発言する者あり ）

失礼いたしました。ということで、平成21年にこれが1200億円になったというふうにお聞きをいたしております。それからあと、この原子力損害賠償制度につきましては、今専門部会というのが設置をされているというふうにお聞きをいたしております。その中で原子力損害賠償に係る制度のあり方、あるいは被害者の救済手続きのあり方、それからその他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項、こういったことがこの専門部会で協議をされておるというふうなお話をお聞きいたしているところでございます。こうした国のほうでもそういうような検討されているということでございますので、そういったものを見守りたいというふうに私どもとしては思っているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 39

再開 10 : 48

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件については慎重に審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第55号 平成29年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の概要について、ご説明いたします。

補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、一般会計で3億3989万4千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を635億6530万6千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に、今後の所要額を補正するものでございます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、記載しております。その主なものについてご説明いたします。

2ページをお願いします。歳入につきましては、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源として追加するものでございます。繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金2億9954万4千円を追加するものでございます。市債につきましては、道路橋りょう補修事業に係る財源として公共事業等債を活用するものでございます。

次に、歳出につきましては、総務費、財産管理費の普通財産管理費では、潁田高齢者福祉センター敷地内にある民有地の用地買収に係る経費を計上いたしております。

電算管理費では、法施行令改正に伴う住民票等への旧氏記載に対応するための「住基等基幹業務システム改造委託料」を計上いたしております。

本庁舎建設費、新庁舎建設事業費では、市役所に用件のない車両を排除するため、第3駐車場にゲートを設置し、来庁者の駐車場を確保するための来庁者駐車場等周辺整備工事を計上いたしております。

民生費、高齢者福祉費の地域密着型施設等整備補助事業費では、平成30年度に市内3地区において、「地域包括支援センター」運営業務を民間委託することにしており、その施設整備に係る経費を助成する補助金を計上いたしております。

児童福祉総務費の修学資金貸付事業費では、本年度6月補正予算に提案いたしました修学資金貸付事業の制度見直しを行い、卒業後、市内私立保育所等に5年間就労すると返還不要となる修学資金貸付事業を実施し、保育士を確保するための経費を追加計上いたしております。

同じく児童福祉総務費の生活資金貸付事業費では、新卒新規採用保育士を対象として、市内私立保育所等に5年間就労すると返還不要となる生活資金貸付を実施し、保育士を確保するための経費を計上いたしております。

農林水産業費、農業施設費の農業施設管理費では、老朽化による破損により、倒伏動作不能

となった横田安町井堰の大規模修繕に係る経費を計上いたしております。

3 ページをお願いします。商工費、消費者行政推進費の消費生活センター費では、県補助金を活用いたしまして、消費生活に関する啓発活動事業に関する経費を計上いたしております。

土木費、道路橋りょう維持費の道路橋りょう補修事業費では、国の交付金を活用しまして、各所地盤調査委託料と目尾・久保白線道路補修工事に係る経費を計上いたしております。

道路橋りょう新設改良費の各所新設改良事業費では、設計業務等標準積算基準書の見直しに伴い、設計委託料を追加するものです。

下水道費の水江雨水幹線整備事業費では、家屋等の所有者と協議が整い、家屋等の補償費に係る経費を計上いたしております。

同じく下水道費の赤坂地区調整池新設事業費では、赤坂地区調整池新設工事の契約解除に伴う請負業者への損害賠償金を計上いたしております。

教育費、事務局費の奨学資金貸付基金管理費及び奨学資金貸付基金事業費では、優秀な人材を育成確保するため、既定の奨学資金貸付基金条例において卒業後に市内に居住することで、返還を免除する規定を追加する奨学資金貸付に係る奨学資金貸付基金積立金及び事務費に係る経費を計上いたしております。

小学校費の小学校就学援助費及び中学校費の中学校就学援助費では、従来、これまで6月に支給していた入学準備扶助費について援助が必要とする適切な時期に支給できるよう支給時期を入学前年度の3月に変更し、その実施のための就学援助システム改造委託料など入学準備扶助費に係る経費を追加いたしております。

4 ページをお願いします。保健体育施設整備費の体育館等建設事業費では、先進地視察や基本計画関連事務費に係る経費を計上いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、「農業施設管理費維持補修費」につきまして、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、「市立図書館（飯塚・ちくほ・庄内）指定管理委託料」につきまして、契約に伴い債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。

5 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今、財政課長から補正予算概要書で説明がありましたので、私のほうもそれで対応するほうがやりやすいかと思っておりますので、概要書で質問いたします。まず、2 ページ、一般会計歳入、繰入金、財政調整基金繰入金の増について、この2億9954万4千円の意味について、この数字の説明をお願いします。

○財政課長

財政調整基金の繰り入れにつきましては、一般会計の財源不足に対応するための繰入金でございます。

○川上委員

この主なもの、主な要因とか、説明ができますか。

○財政課長

主な要因でございますが、教育費で基金の積立金を、今回するようにいたしておりますので、その積立金の金額が一般財源でございますので、その影響が大きいというふうに考えております。

○川上委員

私は今回の補正が3億4千万円でしょう。そのうち、それに対して繰り入れが約3億円なんですよね。この辺の意味を聞いたわけです。ここは、片峯市長が信じたもののために財政調整基金を取り崩して、財政出動して、福祉のためにやろうとした意志が見えるのか見えないのかを問うたところなんです。この間、共産党はむだ遣いのためのお金はないよと。福祉の充実のためのお金はあるではないかというふうに言い続けてまいりました。そのことと、今回の補正の趣旨が一致しているのかどうかを確認したかったわけです。それでもう少し、1億6千万円だけではない話を聞いたかったわけだけれど、それは今からの質問によって明らかになるところがあるかと思います。

次は、歳出に移りますけれど、同じく2ページですが、電算管理費、法改正に伴う住民票やマイナンバー等への旧氏記載に対応するものと書いてあります。これについて、もう少し説明をお願いしてもいいですか。

○情報推進課長

今回の補正に計上している分ですが、国が、男女共同参画、女性活躍の推進に向けた重点取り組みとして、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能にするよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行うもので、補正の計上をさせていただいております。

○川上委員

これで、住民票とマイナンバーの経費に分けることはできますか。

○情報推進課長

今質問されているような形の金額に分けることはちょっとできません。

○川上委員

金額に分けるというか、この1039万円のお金が国から来たわけでしょう。それを出すというわけでしょう。そうすると、住民票、マイナンバー等となっているわけですから、この数字の根拠がわからないということですか。それとも、電算処理を一緒にするから分けられないという意味ですか、どちらですか。

○情報推進課長

すいません、先ほど説明が悪くて申し訳ありませんでした。マイナンバーカードの記載関係の改修につきましては、国のほうで行います。飯塚市のほうで行う分につきましては、住民基本台帳システム関連の改修を行うということになっております。

○川上委員

要するに、マイナンバーを事実上押し付ける効果を持たせてはならないのではないですかと思っているわけです。だから、婚姻前の姓を維持したい方が、そのマイナンバーを取得すれば何というか、婚姻前の、名前を持つことができるということで、マイナンバーを押しつけるようなことにつながらないか、そういう心配をしているわけです。そのためのお金がこの1039万円の中に幾ら入っているのか。あるいは、丸ごとそうなのか。わからないので聞いているわけですよ。反対の仕方がわからんわけですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 03

再開 11 : 03

委員会を再開いたします。

○市民課長

旧姓併記の分ですけれども、マイナンバーカードだけに併記されるのではなくて、住民票にも希望される方に併記をするように変わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 04

再開 11 : 05

委員会を再開いたします。

○情報推進課長

すいません、マイナンバーカードというよりは、住民基本台帳自体の改正になっておりますので、マイナンバーカードの改修という、個別の分ではございません。この委託に関しましては、住民基本台帳システムの改修というふうになっております。

○川上委員

住民票は必須ですよ。マイナンバーカードは必ずではないわけです。希望者です。必須のものと希望によるものを一緒にしてということになると、やっぱりマイナンバーカードを持ちましょうよというキャンペーンになっていくので。それから次は、民生費に入りますけれども、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策事業費ということになっております。それで、まず、就学資金貸付事業費についてなんですけれども、これについては、共産党は6月議会でも賛成したいということで、共同も呼びかけたんですが、制度設計が少し変わって、ということですね。それで、この中で、卒業後、私立保育所等に5年間就労するというのがありますでしょう。公立を排除しているのはどういう理由ですか。

○待機児童対策担当次長

この修学資金の目的でございます。市内の私立保育所の保育士の確保に、私立の保育所は非常に困難な状況になっております。市内の私立の保育所に、保育士を確保するため、誘導するために対象を市内の私立保育所ということにしております。

○川上委員

私の質問は、公立をなぜ排除しているのかというのが質問なんです。それで、特別に市長が位置付けてつくったセクションでしょう。ポジションでしょう。7月段階で筑穂保育所は、ゼロ歳児が、14人定数のところ9人しか入所していませんでした。ところが、ここを応募した方が落ちました。なぜかと言うと、保育士が配置されていないからなんです。今日もその現状が続いているかどうかは、現在チェックしていませんけれど、公立保育所で保育士がいないために、受け入れる施設的要件があるのに、ゼロ歳児が筑穂保育所だけで5人入れられないという現実。今日、90人近い子どもたちが待機状態で苦しんでいるわけでしょう。公立保育所も保育士が不足しているということではないんですか。

○待機児童対策担当次長

公立の保育士でございます。募集をすれば公立の保育士さんは集まります。不足している、これは正規の、市職員としてではなく、臨時の保育士さんも募集しているところでございます。臨時の保育士さんが公立にも集まれば、今不足しているところに子どもさんが受け入れられるというご説明は、以前した次第でございます。なぜ公立を外したのかということにつきましては、公立の保育所は、募集すれば保育士さんは集まる。対しまして、私立の保育士のほうは保育士協会のほうからもなかなか保育士を集めるのに苦慮しているというようなことがあっておりますので、市内の私立保育所ということに限定している次第でございます。よろしく申し上げます。

○川上委員

否定されなかったもので、公立保育所で子どもたちが入る条件があるのに、公立の保育士を確保していないために子どもたちを受けられない現実がある。このことも念頭にきちんと置かなくてはいけないと思います。緊急の課題ですよ。それで、これは修学資金貸付なんです。新規でしょう。だから、不十分さについては、共産党は今後、やっていく中で改善していったらいいと思うんですけど、新規ですから。それで、公立についても、子どもたちの夢をはぐくん

で、応援する制度だから、そこに、私立に行くんだったらとか、公立だったらか、線を引かないといけないのか、よく考えたらこれはわかることだと思います。今後改善を求めたいと思います。それから修学資金貸付事業においても、生活資金貸付事業においても、一緒にお尋ねしますけれど、6月、上のほうは、修学資金のほうはそうですけど、前回なかった、税を滞納していないというのが条件に入っているわけですけども。これはどういう発想でそうになっているのか、お尋ねします。

○待機児童対策担当次長

市税等の納税要件を入れていることにつきましては、原資、いわゆる事業費用は公金でございますので、市税の滞納のない方ということを入れさせていただいております。

○川上委員

修学資金を受ける対象の方の場合は、前回入れていなくて、今度入れたんでしょう。修学資金を受ける人は納税対象者ですか。

○待機児童対策担当次長

修学資金を受ける方は、納税対象者の方もおられましようが、ほとんどは現役の学生さんであり、まあいわゆる納税義務があるとすれば、例えば軽自動車税とか、バイクとかを持っている方になります。それと、これは制度設計の中で対象者といたしまして、市内に住民票を有する方の指定であることということを言っております。修学資金の借入される方は、納税者の方もおられますし、納税者でない方もおられます。

○川上委員

途中で余計なことを言って申しわけないです。10年くらい前に飯塚市が全国的に先進的なすごいことをやったんですよ。これは子どもの医療費助成制度を充実し始めていた時期なんです。飯塚市は一方で、国民健康保険税を滞納した世帯に、国の法が変わったということで、資格証明書というものを発行して10割の医療費が窓口で必要になるように、事実上の保険証の取り上げをやりました。親が滞納して保険証を取り上げられるとどういうことになるかということ、保険証のある世帯の子どもたちは無料。対象事業であれば無料と。ところが、同じ子どもであっても親が保険証がない場合は、10割なんです。この矛盾をどうするのかということで、当時議論して、飯塚市は経過があったんだけど、決断して、子ども保険証を出しましょうと、18歳になったときの3月31日までを対象に出す。のちに政権がかわって民主党政権のもとで、中学生までにそれを全国制度にしました。飯塚はそういう意味では、子どもの命と健康を守るという点で先進をその点でやったんですよ。そのときの立場から考えてみたら、親が税の滞納が1円でもあったら滞納でしょう。子どもは将来の夢をはぐくむ応援を受けられないと。これは、ぜひ見直してもらいたいと思います。

それから3ページ、土木費の下水道費、赤坂地区調整池新設工事費が出ています。2367万8千円、賠償金ですね。工事会社に渡すんですけども、この考え方、財源について、お尋ねをします。

○土木建設課長

賠償額の考え方ですけども、工事請負契約の解除に伴います損害賠償ということで、発注者の一方的な事情によります解除でございます。つきましては、工事完成により得られたであろうという利益が損害に該当するというふうに考えております。また、賠償額の算定方法につきましては、税抜き金額をベースに、すでに施工した出来高を控除したうえで、請負額と当該工事の実施に必要な実行予算額の差額が得られたであろう利益、すなわち賠償額として考えております。また財源につきましては、こちらのほうは一般財源というふうに考えております。

○川上委員

今こういう考え方だと、言われたんだけど、それは記録が残っていますか。

○土木建設課長

記録といえますか、その考え方で出した金額について、協議を行ったものはあります。

○川上委員

相手方と協議をしたということが今初めてわかりましたけど。その記録があるということですね。それで財源は一般財源と言われましたけど、一般財源のうち何を充てたんですか。

○委員長

川上委員。その意味がわかってない。今質問された意味が。一般財源の何を充てたんですかということをお聞かせください。

○財政課長

一般財源でございますので、歳入にいたしますと、財政調整基金の繰入金となります。

○川上委員

職員に苦勞を押し付けて、市民の福祉サービスを削って、右肩上がりにふやし続けたのが、この財政調整基金ですね。それをこれに充てたと。さきほど聞いたでしょう。むだ遣いのためのお金はないけど、福祉のための金はあるよねと言いました。これは福祉のためのお金ですか。むだ遣いになる。そこでお尋ねします。このもともとの土地の持ち主5社おられたでしょう。ここには、これだけを業者に損害賠償しないといけないんだけど、あなた方は何とかしてくれませんかという対応をしましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 19

再開 11 : 21

委員会を再開いたします。

○川上委員

土地の持ち主に、今回こういう事情で一般財源から取り崩さないといけないと、何とかならないかという相談をしたかと聞いたわけです。財源論だから、予算そのものの審査なんです。さっと答えないと次々にいかないといけないから、さっと教えてください。相談したかと聞いているわけですよ。

○都市建設部長

相談は行っておりません。

○川上委員

これは民法上の規定からも一度きちんと精査して、相談してしかるべき事案だと思いますよ。今回は、あなたたちとしては一般財源で建てかえておくという発想ではなくて、市役所の不始末を市民の税金の塊から取り崩して対応しようとしているという自覚を持っておるかということが大事だろうと思うんですよ。市民がだれか失敗したんですか。もう明らかではないですか、市役所が自分たちが失敗したと答弁しているんだから。去年の10月31日に、前市長が自分が最高責任者だから、責任をとって市民にお詫び申し上げると言ったでしょう。そして退職を宣言するとまで言ったんですよ。そして1年経たないうちに、その責任とり方は。市民の税金の塊から取り崩して対応していこうというのが今の飯塚市の責任のとり方ということに、これはなる。こういうことではだめだと思いますね。土地のもとの持ち主に一言も言わない。それから教育費の事務局費の中に奨学資金貸付基金事業費があります。これについて、我が党は昨日の担当委員会の中で、従来よりも前進した面を評価しつつも、従来より後退したところがあるという理由で、同意できないという旨を申し述べたと思います。そこで、今回返還を求めない制度の導入があるんだけど、なぜそれを思いついたのか、お尋ねします。

○学校教育課長

近年の非正規雇用者の増加等々、若者の中で奨学金返還の負担が高まっている現状がございます。このような中で現在あります、本市の奨学金において、より借りやすい形に再構築をし

ていくというのが今回の目的でございます。

○川上委員

返さなくてよい制度をつくることによって、借りやすいというわけですか。返さなくてよい制度をつくったんでしょう。そのことについて聞いているんですよ。なぜ借りやすいというのが答弁で出てくるんですか。それは給付でしょう。違うんですか。

○学校教育課長

今回は現制度をもとにつくっております。現制度は対応型をベースとしております。それでこの対応型に対して、先ほども御説明させていただきましたが、今回飯塚市内に在住すれば、返還を免除するということをつけることによって、より借りやすい制度に改定したというのが今回の趣旨でございます。

○川上委員

これが、借りやすいようにというふうにしたのですか。それとも若者の市内への定住を誘導するためにしたんですか、どちらですか。

○教育部長

主たる目的は、先ほど課長答弁いたしましたとおり、借りやすい方向を考えました。それがひいては飯塚市の定住につながるというふうに考えているものです。

○川上委員

ここはかなり重要なところなんですよ。借りやすいようにするという、本当に助けたいと、これは奨学資金ですからね。助けたいという、応援したいという思いと、でも飯塚にいてよねというところの、世界にはばたこうという時代でしょう。ここのところの矛盾が、どう考えられたかというのがあると思うんだけど。検討したことはありますか。

○教育部長

この奨学金で飯塚に定住を縛るということではありません。今委員がおっしゃられたとおり、やはり経済的に非常に困窮されている世帯の子どもさんでも、やはりご自身の将来を考えて、いろいろな人生設計をなさる。そのために、飯塚でお住まいになられる方もいらっしゃるでしょうし、もしかしたら市外で、また海外でお仕事を見つけられる方もいらっしゃるでしょうし、そういったものを、阻むものではございません。ただ、飯塚市としましても飯塚で、やはりこの地元で、また地元のために頑張ろうというそういった思いの学生さんがいらっしゃれば、ぜひこの飯塚に戻ってきていただいて、一緒にまちづくりをやっていきたいと思います。今回のこの制度設計をしたものでございます。

○川上委員

私は、奨学資金だという趣旨から出発してものを考えるというのを重視してもらいたいというふうに思っています。それから、高校生に対する貸付対象額が、1万円ぐら이하がりましたね。下げようとしていますね。従前より後退するというのは認められないというスタンスでものを考えたほうがいいと思うんです。なぜ今度減額を提案しているんですか。

○学校教育課長

先ほどもご説明いたしました、本制度が授業料の支援を中心に考えているものでございます。それで現在、今ご質問にありました私立の場合は月額2万5千円を支給しておったところでございますが、平成26年度から私立高校に対しましては、就学支援金制度がございまして、それが月額9,900円になっております。それで先ほど申し上げました2万5千円から9,900円を減額し、その差を1万5千円といたしました。繰り返しになりますが、この授業料の支援を中心としていることから、このように判断いたしましたところでございます。

○川上委員

その行為が奨学につながるのかどうか考えてみたらいいと思うんですよ。応援に繋がるんですか、この1万円くらいの減額が。逆行ではないんですか。制度としてですよ。しかも、その

理由に今適当なことと言われたと思うけど、授業料と言われましたね。これは授業料を応援するためのものではないでしょう。就学全体を応援するものでしょう。自分が減額するために、その考え方をよけて授業料だけに絞り込んで、別の手当があるから減額しますと。これはご都合主義と言うんじゃないですか。制度の本筋に沿って政策を組み立てていく、制度を作り上げていくということから言えば、これは逆行だと思いますよ。問題はもう一つあるんです。これは矛盾がある。就学制度なのに1億6千万円も積みまして基金作ってやっていくのに、子どもたちから1万円位削っていこうという。1億6千万ですよ。1万円ですよ。それで、この制度、こうなっているんですよ。目的は。本市に住所を有する者の指定のうち、この指定は今度改めるけど、優良な素質を有しと書いてある。経済的理由により修学することが困難な者に対して修学上必要な奨学資金を貸し付け、等しく教育を受ける機会を与えることによって、この有用な人材を育成するためと書いているでしょう。この有用な人材というのは、意味がある。ところが、ここに書いてある、市の発展に資する優秀な人材を育成、確保するというのはどういうことですか。これは奨学資金貸付の理念と異質のものがさりげなく入れられようとしているんじゃないかと危惧するんだけど、答弁を求めます。

○学校教育課長

優秀の意味でございますが、就学困難の中でも志を持って就学に臨む姿勢、資質を持っていることを優秀としてとらえております。そして、その方が将来において本市の発展に資することを期待しております。

○川上委員

奨学資金の条例の目的を読んだことがありますか。そんなことは書いていないでしょう。

○教育部長

確かに御指摘のとおり、今回のこの補正予算説明書の中では、条例の言葉と少し違った表現で、今回こちらのほうに表示をしましてしております。正しくは先ほど課長のほうが申しましたとおり、優良な資質を有して、経済的理由により就学することが困難な者に対して、奨学金を貸し付け、等しく教育を受ける機会を与えることによって、有用な人材を育成する、このことが本来のこの奨学資金の目的でございます。だから、それでなんだというのかということを聞いているわけでしょう。なのに、なぜこういうことを言うのかということを、異質のものをなぜさりげなく押し込むのかと聞いているわけですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 34

再開 11 : 35

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

条例のほうには優良なということで表現をいたしております。そして、かつ有用な人材を育成するというふうに書いております。こちらの資料のほうに、優秀なという言葉になっておりますところは、訂正してお詫びをさせていただきたいと思います。

○川上委員

優良な資質を有しと書いてある。それから、有用な人材と書いている。有用な人材。それだけです、これは。これは何から出発しているかと言うと、憲法ですよ。日本国憲法が定める、教育の機会均等からの思想ですよ。この目的に書いてあるのは。財源は飯塚じゃないですか、もともと。それから言えば、安易に余計なものを押し込むことによって、意図的かもしれないけれど、制度そのものをゆがめてしまう。今、2つのものを押し込んだんですよ。優秀な人材とかいうこと。それからもう1つは、市内。当たり前のように皆さん感じるかもしれないけれど、市の発展に資するというのがある。市の発展とは何のことかわからないでしょう。この

2つの文言を憲法が言っているのは個人の尊重でしょう。教育機会均等でしょう。これと異質のものを押し込むことになってしまったんです。だから、この説明文の中から、私はこの1行を削除してしかるべきだと思うけれど、どうですか。

○教育部長

確かに、おっしゃるとおりこの奨学資金貸付制度におきましては、御指摘のとおり、こちら予算資料のほうに書いてある表現は、条例の意味をそのまま表す言葉にはなっておりませんので、こちらのほうは訂正をさせていただきます。しかしながら、先ほど少し議題の中に出てまいりました、奨学金の免除に関しましては、飯塚市に定住、お住まいになる方に関しては――

○委員長

免除のことは何も聞いていない。余計なことは言わなくていい。

○川上委員

久しぶりに意見が一致しました。それで、私はこの市の発展に資する優秀な人材を育成、確保するということを訂正して削除したほうがいい。正しいと思います。検討してください。

それから、次は、小学校費、教育振興費、就学援助費、中学校もあります。これについては、この間の子どもの保護者の声を受け止めて、4月以前に就学支度金が親の手元に来るというように、制度を改めるということだろうと思って歓迎の気持ちなんですけれど。少し説明をしていただいていいですか。

○学校教育課長

今回改正いたしましたのは、まず、手順の最初になりますが、周知につきましては、従来2月下旬でありましたものを、10月から11月に早めております。続きまして、申請の受付におきましても、従来3月からであったものを1月に改めております。その後、前々年度の所得に基づき審査をいたしまして、今質問委員がおっしゃいましたとおり、3月に支給をしていくということで今回改正をいたしております。

○川上委員

わかりました。余計かと思いますが、繰り返しておいて悪いことはないと思いますので、就学援助対象が生活保護の1.5倍までというふうな言葉が、これで1.2倍のところと比べたら、飯塚は対象を広くとるようにしているという努力の意味合いはわかるんだけど、この1.5倍という規定は何もないわけで。やっぱり子どもが就学に困難、家庭の事情で。というところに着目しなければ、親が、収入が幾らあってもいろいろな事情で、本当に子どもが貧困で、就学困難をきたしているというところは当然あらうと思いますので、それをやっぱり強調していったほうが子どもの幸せにはつながっていくと思いますので、それは申し上げておきたいと思います。

それから、次のページ、4ページですけれども、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費で、体育館等建設事業費42万円が補正で計上されていますけれども。これは誰が使うお金なのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

これは、事務局として、事務局職員が使用する費用でございます。

○川上委員

先進地視察、誰と行くんですか。現在のところ、健幸・スポーツ課、または、市民協働部の中で先進地視察という予算を計上させていただいております。

○川上委員

これは、どこに行くつもりですか。

○健幸・スポーツ課長

現在、予算計上をさせていただいている中では、茨城県日立市、それから千葉県流山市、奈

良県五條市、愛知県江南市を予定させていただいております。

○川上委員

なぜそこなんですか。なぜそのまちなんですか。

○健幸・スポーツ課長

各4つの体育館でございますが、それぞれに特徴を持っております、例えば、茨城県日立市となりますと、本市が考えておりますような機能等を含んでいる、参考になるという都市に視察に行かせていただくということで計上させていただいております。

○川上委員

執行部は、もう移転、新築、建てかえという気持ちで8月2日に決めたのかもしれませんが、議会の立場としてはそうですかというわけにいかない。それで、今言われたところは、大規模な新築建てかえをしたところばかりですか。それとも大規模改修をやったところも含まれていますか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました4カ所につきましては、平成27年度以降に建設された体育館でございます。

○川上委員

特別委員会でも申し上げたんですけど、あなた方の試算によって、大規模改修でいけば、15億5千万円というわけでしょう。移転、新築、いく場所もないけど、はっきり言って、行く場所もないけど、移転、新築すれば45億円ぐらい前後する数字が上がっているじゃないですか。30億円も駐車場が足りないからといって、引っ越しをするひとはいないですよ。だからせめて、呉市の例を挙げました。22万の人口のところで国からの耐震診断、それに基づく補強が必要ということで、大規模改修をやったでしょう。紹介したじゃないですか。そうしたところまで調べたらどうかということ言ったことがあると思うけども、一目散に新築をやったところだけにいくというのは、そのための予算42万円というのはおかしいんじゃないかというふうには思います。それから、債務負担行為、市立図書館、飯塚、筑穂、庄内指定管理委託料について出ておりますが、この間の指定管理による運営についての評価はどのようになっていますか。

○生涯学習課長

指定管理の評価でございますが、29年に3回、指定管理評価委員会が行われておりまして、市長のほうに評価の答申がなされております。その内容につきましては、総合評価といたしましては、A評価であり、全般的に協定等の水準を満たし、利用者が安全に利用できるよう業務を履行していると認められるという内容になっております。

○川上委員

その仕事は指定管理でなく、直営だとできませんか。

○生涯学習課長

現在、指定管理については、1期、2期を迎えておりまして、システムあるいは人員、そういった関係で進行している面、あるいは今後いろんな図書館事業に係りましては、多様なサービスを提供していく上で指定管理の継続が望ましいと考えております。

○川上委員

今おっしゃったことをやろうということであれば、直営でなんの不都合もないと思われますけど、直営との比較でどういう判断をされていますか。

○生涯学習課長

先ほども申しましたが、直営でやる場合については、人員の配置、それから一からの体制、組織、そういったものも見直す必要があるかと思っております。現在は指定管理の中でそれぞれの図書館司書といった免許状をもった方のもとに事業を行っておる状態でございますので、直営と

なりますと、そこら辺の人員の整備、確保を1から行っておく必要があるかと思うので、多少困難性があると思います。

○川上委員

指定管理制度を導入する理由について誤解があるんじゃないんですか。ひとつは、指定管理制度によって住民サービスが、それ以前よりは充実するという見込みがあるかということでしょう。そこは直営で無理なのかという、どちらがいいのかという判断をきちんとしなきゃならんというテーマがあると思うんですよ。もうひとつは、住民サービスを維持しながら、経費が安くつくかという問題です。これは指定管理制度そのものに矛盾があるわけですよ。人件費を削減しましょうねという魔法の言葉が入り込んでいるわけです、最初から。そのことによって、図書業務、そういう専門家の力を持った人たちが安定的に本市に育成されにくいということに今なっているのではないのかと。市の非常勤職員についても同じですけど、かなり劣悪な労働条件のもとで、キャリアが積んで行けない。キャリアがピークではないけれど、かなり来たかなと思うころ、やめざるを得ないというようなことが、この図書館のみならず、指定管理の職場で、図書館とかは特別に専門性が鍛えられているところではないですか。だから、こういったところが指定管理になじむと思込まないで、きちんと見直していく必要があるんじゃないかと。そのことが行われていないなというふうに今思いました。以上で質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

歳出のほうの総務費で本庁舎建設費のところで、補正が3670万円、これは説明のなかで、第3駐車場の一部整備ということで、説明がございましたけど、もうちょっと詳しく教えてくださいませんか。

○総務課長

平成25年に策定いたしました、第2次行財政改革前期実施計画におきまして、新庁舎建設事業では、平成30年度で第3駐車場の有料化を行う計画でございました。ですが、現在、議会でも御指摘をいただいておりますように、駐車場が満車になる状態が頻繁に発生しておりますので、多くの市民の方にご迷惑をおかけしておる状況でございます。このような事態を解消すべく、ゲートを設置し、満車空車を表示し、市役所に用事のない利用者の抑制を図ることを目的としております。例年、年明けから4月まで税の申告等で来庁者が一番多くなりますので、できるだけ早く設置できるように計画しておるところでございます。

○吉田委員

年明けからの工事ということですけど、具体的に庁舎使用以外のところの方と、こういった形で見分けるのか、ゲート設置ということですけど、具体的な措置としてどういう対応をお考えになっているのか、お願いします。

○総務課長

市役所に駐車券が発行いたしますので、その駐車券を市役所のほうにお持ちいただいて、市役所を利用された方は無料化措置を行う、そうでない方がそのまま料金を支払っていただくようなことを考えております。

○吉田委員

すいません、もうちょっと聞かせていただきます。一般の方も止められるような駐車場でも有料駐車場でお金を取って、来庁者以外の方も止めさせるという考え方なんですか。それとも来庁者のみの駐車場、そこら辺をもう一回、ちょっと詳しく言っていただけますか。

○総務課長

一般の方もとめられる駐車場でございます。来庁者の方につきましては、無料化措置を行うということで、一般の方は有料駐車場の扱いになります。

○委員長

時間の制限はなし。

○総務課長

そこら辺につきましては、制度設計を今検討しておるところでございます。

○吉田委員

それでは、今制度設計を検討中ということですので、要望をしておきますが、やはり来庁者優先の駐車場、これは非常に大切なことだと思います。有料駐車場という考え方もございましょうが、極力、庁舎の営業時間帯については、市民の方が利用されることを最優先に考えておりますので、それと時間の設定についても、一般的な有料駐車場ですと、満車の状態も考えられますので、時間制限についてもある程度のところを考えられて、長期の駐車は有料であれ、ご遠慮願うような形で、検討願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」に反対の立場から討論を行います。今回の補正につきましては、財政調整基金の取り崩しを主な原資とし、住民のあるいは子どもたちの福祉のために対応するという努力が見られるものの、幾つかの点で重大な問題があり、賛成することができません。それを申し上げますと、第1は、国の個人情報の管理に責任を負えないマイナンバーカードの誘導にかかわる予算の計上があるからであります。第2は、市が政策を誤り失敗した赤坂地区調整池新設工事損害賠償金について、財源について財政調整基金でもって対応するのはふさわしくないと思うからであります。これについては、もとの土地の持ち主と相談もしていないというのは、認めがたいということであります。それから第3点目には、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費、先進地視察等と書いてある42万円ですけれども、これについて本市の体育館の移転、新築建てかえ、45億円というふうにみずから数字を示しているんですけれども、そのための調査については認められません。研究をするというのであれば、お金のかからないように、大規模改造をやった呉市の体育館など幾らでもあるわけですから、対象にするべきだと考えます。4点目について、市立図書館の飯塚、筑穂、庄内の指定管理の債務負担行為の設定については、この図書館業務が指定管理になじむのかどうかについて疑念があり、漫然たる継続は認められないのであります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第55号 平成29年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「嘉飯地区定住自立圏構想」の推進に係る連携協議について」、報告を求めます。

○総合政策課長

本年、8月31日に飯塚市、嘉麻市、桂川町の首長会議を開催いたしまして、国の要綱に基づく制度である「定住自立圏構想」の形成に向けて、具体的な連携協議を進めていくことで合意いたしましたので、その概要及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

資料1をお願いします。この制度の目的は1.の制度の概要に記載しているとおり、「人口減少が見込まれている中で、地方圏の住民が安心して暮らし続けられる生活圏域を形成して、地方圏から都市圏への人の流出を抑制するとともに、都市圏から地方圏への人の流れを創出していくこと」を目的としているものでございます。県内各地での取り組み状況は記載のとおりでございます。

次に、この制度の定義・要件については、2.に記載しておりますとおり中心市の要件を満たすのは、飯塚市となり、嘉麻市、桂川町は近隣市町村となります。手続きについては、あとのスケジュールの中でご説明いたします。

次に、この制度のメリットである国からの連携事業に対する財政支援を3.に記載しておりますが、特別交付税として、飯塚市には毎年度7600万円程度、嘉麻市、桂川町には1500万円が措置されることが見込まれます。その他にも、地方債、補助金においても財政支援措置がございます。

次のページをお願いします。この制度の仕組みとなります。図で連携事業を例として示していますが、連携協定は「飯塚市と嘉麻市」・「飯塚市と桂川町」と、個別に連携する事業の協定を締結していくことになります。図の下側は、国が要綱で示しています連携事業の政策視点、政策分野を一覧表化したものです。この枠組みに合わせて、すでに連携している事業を含め、今後、2市1町で連携事業を検討してまいります。

資料の2をお願いします。今後のスケジュールでございます。このスケジュールは、平成30年度から国の財政支援措置を受けることを前提として計画しております。内容について説明いたします。定住自立圏を形成するまでの手続きとしては、飯塚市が中心市宣言を行う必要があります。時期的には来年の1月から2月を想定しています。次に、連携協定については、議会での議決が必要となりますので、その時期を3月定例会で想定しています。協定締結後に、向こう5年間の圏域の目指すべき将来像と、そのための具体的な取り組み等に関する計画である圏域共生ビジョンを9月までに策定するように計画しています。

また、議会のスケジュールとしましては、「定住自立圏形成協定の締結・変更・廃止」を議会の議決事件とする条例を12月の定例議会に提案をさせていただくように考えております。以上が全体のスケジュールとなります。

次に、資料の3は、2市1町で構成する嘉飯地区の統計データを整理したのですが、内容については省略させていただきます。

以上、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市行政アドバイザーについて」、報告を求めます。

○総合政策課長

行政アドバイザーを設置いたしましたので、その概要についてご報告いたします。配付資料の1ページをお願いします。

資料の設置目的は、1の目的に記載していますとおり、少子高齢化、グローバル化、高度情報化が進む中、民間等の手法や技術を活用した市民サービスや新たな政策を検討する必要性が

生じており、こうした状況を踏まえて、各分野の有識者を行政アドバイザーに委嘱して、本市が抱える地域課題等に関する専門的な助言・提言を受けることとしております。

行政アドバイザーには、配付資料1ページ目に記載していますとおり、市内3大学の教員をはじめとした8名の方々にお願いしております。検討テーマといたしましては、配付資料2ページに記載していますが、①外国人留学生・労働者の受け入れ方策、②高齢者が活躍する場の検討、③「学園都市いづか」のあり方の検討、④大学との包括連携の具体的な展開、⑤イメージアップ戦略など5項目について検討を行う予定としており、今年度は6回程度の開催してまいりたいと考えています。

またアドバイザーからいただいた助言提言を参考にしながら、市の新たな施策を作り上げていきたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、行政アドバイザーについて報告させていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市民意識調査について」、報告を求めます。

○総合政策課長

10月に市民意識調査を実施いたしますので、その概要についてご説明いたします。本日提出いたしております調査票をお願いします。この調査は、市民の皆さまが日常生活の中でどのようなことを感じられているか、今後どのようなまちにしたいか、ご意見・ご要望を伺い、今後の市政運営（まちづくり）の参考とするため実施するものでございます。

調査対象は、市内にお住いの18歳以上の方で、無作為に抽出した6千人といたしております。資料2ページからが調査の内容となりますが、第2次総合計画に掲げる40の施策に対する、現状の満足度と今後の重要度を5段階評価していただくようにしております。

資料の7ページをお願いします。「Ⅲ 市役所の窓口業務について」は、休日開庁や現在本庁と穂波支所で実施しております窓口延長のあり方を検討するために、今回の市民意識調査の中で市民の皆様の意向調査を行うものです。

調査結果については、平成30年度から本格的に導入する施策評価に活用するほか、実施計画の採択及び予算への配分にも参考にしたいと考えております。また、第2次総合計画の中間見直しや新たな総合計画を策定するときに、市民意識の動向を把握し、反映するための基礎資料としても活用していきたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、市民意識調査の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○財産活用課長

土地明渡等請求事件の経過について、ご報告いたします。本件訴訟につきましては、6月27日に8回目、8月1日に9回目となる弁論準備が行われました。

原告（飯塚市）としましては引き続き、許可を得ずに使用を続けた不法占有について「不法利得返還請求」を求めているところです。それに対し被告は、市有土地賃貸借契約の範囲はそもそも1200平方メートルである。その範囲以外に設置されているコンクリート舗装の進入路などは、契約範囲以外に設置されたものであり、本件契約に基づく原状回復請求の対象外である。さらに、拡張を繰り返し不法占有された土地についても、被告が整地し、荒れた土地

が使える土地となったことによって、土地の価値が増加したとの新たな主張がなされています。また、この新たな造成等投資した費用については、民法第196条の占有者による費用の償還請求、つまり有益費償還請求権があるとして、原告の求める損害金と対等額で相殺することを新たに求めています。このことについては、次回予定される弁論準備で明確に反論することとしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

相手方の弁護士の名前を挙げてください。

○財産活用課長

相手方の第2弁護士は、平野良晃でございます。

○川上委員

変更がありませんか。平野さんひとりになっているんですか、今。

○財産活用課長

平野さんひとりでございます。

○川上委員

くどいですが、それは当初から平野さんひとりですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 10

再開 12 : 11

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

現在、27年10月14日時点での資料等もございますけれど、この時点でも相手方弁護士は平野弁護士、おひとりでございます。

○川上委員

わかりました。私もちょっと調べてみます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。